

長沼町普通河川等に関する料金徴収条例新旧対照表

旧	新
<p>(料金の徴収)</p> <p>第2条 町長は、法第23条から第25条までの許可並びに管理条例第8条第1号、第2号及び第4号の許可を受けた者から別表により算定して得た額(法第23条、第25条及び管理条例第8条第1号、第4号の許可の期間が1月に満たない場合にあつては、その料金に<u>100分の108</u>を乗じて得た額)の料金(その額が100円未満のものにあつては100円)を徴収する。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(料金の徴収)</p> <p>第2条 町長は、法第23条から第25条までの許可並びに管理条例第8条第1号、第2号及び第4号の許可を受けた者から別表により算定して得た額(法第23条、第25条及び管理条例第8条第1号、第4号の許可の期間が1月に満たない場合にあつては、その料金に<u>100分の110</u>を乗じて得た額)の料金(その額が100円未満のものにあつては100円)を徴収する。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>